

平成30年 6月19日

お客さま 各位

奈良信用金庫

「大阪府北部を震源とする地震」に関する預金等の払い戻しについて

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被災された皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

当金庫では、災害救助法が適用された地域の被災された方に対して、下記の通り対応してまいります。

記

1. 災害救助法が適用された地域

大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市
寝屋川市、箕面市、摂津市、四条畷市、交野市
三島郡島本町

2. 預金等の払い戻しについて

預金通帳・証書・印章・キャッシュカード等を紛失された場合でも、免許証等で本人確認が可能な場合には通常手続きの上、払い出しに対応いたします。

3. お問い合わせ

最寄りの営業店または
お客さまサービス室（フリーダイヤル 0120-004317）に
お問い合わせください。

以 上